

議案第36号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例(昭和28年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「(介護納付金」という。))」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改め、同条第1項中「基礎課税額の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))」を「法」に、「100分の6.98」を「100分の7.3」に改め、同条第2項中「基礎課税額の」を削る。

第5条中「25,800円」を「26,600円」に改める。

第6条第1号中「第10条及び第26条第1項」を「第10条、第18条及び第30条第1項」に、「第10条及び同項」を「第10条、第18条及び第30条第1項」に、「30,100円」

を「30,000円」に改め、同条第2号中「15,050円」を「15,000円」に改め、同条第3号中「22,575円」を「22,500円」に改める。

第7条中「100分の2.36」を「100分の2.38」に改める。

第9条中「7,700円」を「8,000円」に改める。

第10条第1号中「8,300円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,150円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,225円」を「6,300円」に改める。

第11条中「100分の1.59」を「100分の1.67」に改める。

第30条を第34条とし、第29条を第33条とする。

第28条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「(平成25年法律第27号)」を加え、同条を第32条の3とする。

第28条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改め、同条を第32条の2とする。

第28条中「に当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「に、当該納税義務者」に改め、同条ただし書中「、当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「、当該納税義務者」に、「又は当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「又は当該納税義務者」に改め、同条を第32条とし、第27条を第31条とする。

第26条の2中「第28条の2」を「第32条の2」に、「第26条の2」を「第30条の2」に改め、同条を第30条の2とする。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「18,060円」を「18,620円」に改め、同号イ(ア)中「21,070円」を「21,000円」に改め、同号イ(イ)中「10,535円」を「10,500円」に改め、同号イ(ウ)中「15,803円」を「15,750円」に改め、同号ウ中「5,390円」を「5,600円」に改め、同号エ(ア)中「5,810円」を「5,880円」に改め、同号エ(イ)中「2,905円」を「2,940円」に改め、同号エ(ウ)中「4,358円」を「4,410円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第26条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号ア中「12,900円」を「13,300円」に改め、同号イ(ア)中「15,050円」を「15,000円」に改め、同号イ(イ)中「7,525円」を「7,500円」に改め、同号イ(ウ)中「11,288円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「4,000円」に改め、同号エ(ア)中「4,150円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「2,075円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「3,113円」を「3,150円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第26条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「5,160円」を「5,320円」に改め、同号イ(ア)中「6,020円」を「6,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,010円」を「3,000円」に改め、同号イ(ウ)中「4,515円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「1,540

円」を「1,600円」に改め、同号エ(ア)中「1,660円」を「1,680円」に改め、同号エ(イ)中「830円」を「840円」に改め、同号エ(ウ)中「1,245円」を「1,260円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第26条第2項第1号ア中「3,870円」を「3,990円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,650円」に改め、同号ウ中「10,320円」を「10,640円」に改め、同号エ中「12,900円」を「13,300円」に改め、同項第2号ア中「1,155円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,925円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「3,080円」を「3,200円」に改め、同号エ中「3,850円」を「4,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第26条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割額」を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項中「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均

等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第26条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条を第30条とする。

第25条第1項中「町長は、」を削り、「第17条第1項」を「第21条第1項」に、「そのそれぞれ」を「それぞれ」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、「規定の例」を「規定」に改め、同条を第29条とする。

第24条中「町長は、」を削り、「第718条の8第1項」を「第718条の8第2項」に、

「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第1号中「第19条第2項」を「第23条第2項」に、「初日から初日の属する年の9月30日まで」を「初日から9月30日まで」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「町長は、」を削り、「第24条の36第1項」を「第24条の36」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、同条を第27条とし、第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条中「、第23条及び第24条」を削り、同条を第24条とする。

第19条第1項中「町長は、」を削り、「同条第3項」を「同条」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、同条を第23条とする。

第18条第1項中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第22条とする。

第17条第2項中「納税通知書」を「、納税通知書」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第19条、第23条及び第24条」を「第23条、第27条及び第28条」に改め、同条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)
第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)
第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条 第2条第5項において18歳以上被保険者均等割額として加算する額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

附則第8項中「第26条第1項」を「第30条第1項」に、「「125万円」」を「「125万円」」に改める。

附則第9項及び第11項から第13項までの規定中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改める。

附則第14項中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改める。

附則第15項から第19項までの規定中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「第26条第1項」を「第30条第1項」に改める。

附則第20項中「第29条第1項」を「第33条第1項」に改める。

附則第22項中「第29条第3項」を「第33条第3項」に改める。

附則第24項中「第29条第4項」を「第33条第4項」に改める。

附則第25項中「第29条第3項」を「第33条第3項」に、「第29条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。